

## 【生徒心得】

### 1. 礼儀

- (1) 常に敬愛の念をもって人に接し、ことば使い、人に接する態度に気を配り、粗暴な振る舞いや相手を不快にさせるの行為をしてはならない。
- (2) 来賓や教職員に対しては礼を失しないようにする。

### 2. 服装

服装はその人の品性を表現するものである。常に清潔、端正にし、華美にならず、別に定める服装規定を守らなければならない。

### 3. 風紀

- (1) 学校、社会の秩序を乱すような行動をしてはならない。
- (2) 次の行為を厳に慎むこと。  
ア 飲酒・喫煙。  
イ 暴力行為。

### 4. 校内生活

- (1) 校舎においては学校指定の上履きを使用する。
- (2) 校舎内においては静粛にし、みだりに走ったり、騒いではならない。
- (3) 集合する時は、迅速かつ静粛を心がけること。
- (4) 始業時より終業時までは許可なく校外に出るはいけない。外出するときは、願い出て許可を受けること。
- (5) 業務員室その他、不必要な場所へみだりに出入りしないこと。
- (6) 校舎内外の清掃は、自主的に行い、保全美化につとめること。
- (7) 校舎、工具を大切に取扱い、誤って汚損したときは、直ちに届け出ること。
- (8) 図書館においては図書館利用規定を守ること。
- (9) 学校生活に不必要なものは持参せず、また所持品には明瞭に記名して紛失しないように各自保管・管理すること。
- (10) 校舎内に於て金銭、物品等を紛失または拾得したときは直ちに届け出ること。
- (11) 放課後用事のない者は速やかに下校すること。生徒会活動については下記の時刻までとし、特別の場合は関係職員の許可を受けること。  
3月~10月 午後5時30分  
11月~2月 午後5時
- (12) 納金及び諸提出物は、所定の期日を守る。
- (13) 放送、掲示等告知事項は常に注意を払い、見逃さないようにすること。
- (14) 非常事態が起ったときは、直ちに職員に報告し、指示に従って行動すること。

### 5. 学習

- (1) 常に自主的、学究的態度をもって学習に努めること。
- (2) 遅刻したときは、職員室で遅刻・早退カードに記入し、確認印をもらい、入室後直ちに授業担当教師に提出してから着席すること。
- (3) 早退の時は、学級担任に申し出て指示を受けること。
- (4) 授業合図 10 分以内に担当教師が来ないときは、代表者が教務課に申し出て指示を受ける。

### 6. 考査

- (1) 考査の時は、常に公明正大な態度をもって臨み、不正行為を絶対にしないこと（特別指導の対象とする）。
- (2) 考査に不必要な物品は、開始前に所定の場所に置くこと。また、携帯電話の電源は切り、カバンの中にしまっておき、机の中を含めて受験の席へは持ちこまないこと。
- (3) 考査中物品の貸借をしてはならない。
- (4) 考査開始後、20 分以上の遅刻は受験を認めない。
- (5) 考査終了時まで、考査場から退出してはならない。
- (6) 考査当日、欠席する時は、当日の朝（8時~8時25分）までに、学級担任に連絡すること。特に病気で欠席する場合は医師の診断を受け、後日診断の証明が受けられるようにしておくこと。

### 7. 特別活動

- (1) 生徒会活動は、常に顧問の指導の下に行わなければならない。
- (2) 学校の内外を問わず、出版・集会・集金・掲示・印刷物の頒布、その他これに類することをしようとする時は、学校に願い出て、その許可を得なければならない。
- (3) 掲示は認印をうけ、所定の掲示板に掲示すること。
- (4) 学校を代表して校外活動する場合は、学校長の許可を受け、その名誉と責任を深く自覚し、服装・言語・態度等に注意すること。
- (5) 外部の個人または団体と交渉をもとうとするときは、顧問を通じて学校長に願い出てその許可を得なければならない。

### 8. 交通安全

- (1) 登下校時、交通道徳を遵守し、常に安全を心がける。列車、バス等の交通機関を利用するときは、その規則に従うこと。
- (2) 自転車通学の許可を希望する者は、学級担任を通じて許可を受け、本校既定のステッカーを貼付する。登校後は所定の場所に整列して置き、防犯上の観点から必ず施錠しておくこと。
- (3) 自転車通学生は常に安全に心がけ、交通ルールを遵守すること。特に、危険行為（右側通行、傘さし運転、「ながらスマホ」等）は絶対行わないこと。
- (4) 公立高等学校 P.T.A 連合会による生徒の交通事故防止に関する自主規制の趣旨にもとづき、バイクの運転免許の取得及び乗車はしないこと。

### 9. 校外生活

- (1) 規律正しい生活をし、自主的・計画的な習慣を身につけるようにつとめること。
- (2) 旅行・キャンプ・登山等をするときは、所定の様式により学校長に願い出て許可を受けること。
- (3) 夜 11 時から早朝 5 時にかけての外出はしないこと（補導され、特別指導の対象となる）
- (4) 家庭の事情等によりアルバイトが必要な者は、所定の様式により学校長に届け出ること。

### 10. 災害対策

- (1) 在校中非常事態が発生したときは、係職員の指導に従い、落ち着いて行動すること。
- (2) 学校またはその近辺で非常事態が発生したときは、危険を回避する行動をとること。

### 11. 出席

- (1) 授業出席につとめ、積極的に取り組むこと。
- (2) 欠席をする場合は、事前に保護者より学級担任に届け出ること。
- (3) 病気のため一週間以上欠席するときは、医師の診断書を提出すること。
- (4) 遅刻・早退・欠課をする場合は、事前に学級担任に届け出ること。
- (5) 次に掲げる場合は、これを欠席または欠課として取扱わない。ただし、所定の各様式により届け出ること。

#### ア.忌引

父・母・・・・・・・・・・・・・・・・・・7日間  
兄弟姉妹・祖父母・・・・・・・・・・3日間  
曾祖父母・・・・・・・・・・・・・・・・2日間  
伯叔父母・・・・・・・・・・・・・・1日間  
その他同居家族・・・・・・・・・・1日間

#### イ.次の事項で学校が認めた場合

受験、特別活動、感染症発生、風水震災火災その他により特別警報が発令されたとき。

- (6) 休学・転学・退学するときは、所定の様式により、学校長に願い出て許可を受けること。

### 12. スマートフォン・携帯電話に関して

- (1) スマートフォン・携帯電話など、学校生活に必要なものは原則として学校に持参しないこと。
- (2) やむを得ず持参しなければならない場合は、下記の注意を厳守すること。

#### ア.SHR や授業中は必ず電源を切ってかばんに入れておくこと。

#### イ.使用は休み時間・放課後等に限るものとする。

#### ウ.保管については各自で十分に注意すること。

- (3) 上記の注意に関わらず、使用（呼び出し音が鳴った場合に限らず、単に手にした場合も含める）した場合は、学年による指導を行う。又、授業中、再三の注意にもかかわらず使用を繰り返した場合は、生徒支援課において厳重注意を行う。
- (4) SNS 等の利用については、個人情報（画像を含む）の取り扱いに十分注意すること。

### 【服装規定】

服装等は、その人の精神の品格を表わすものであるから、常に清潔・端正にし、華美にならないように心がけるとともに、次の規定を守らなければならない。また、制服の変形及び加工は禁止する。

#### 1. 服装（購入に際しては学校が指定する）

##### 《男子》

##### ①冬服（10月~5月）

上着 ・ブレザー シングル型、ボタン3個（本校校章入り）  
ふた付きポケット2個（胸ポケットにエンブレム）  
・色ー濃紺  
・袖口ーアキミセ、ボタン2個（本校校章入り）  
ズボン ・チェック柄

- ・ストレートで裾はシングル、ワンタック
  - ・両脇ポケット2個、後ろポケット2個
- 長袖カッターシャツ ・白色のスタンドカラーシャツ  
・ボタンはすべて濃紺色

## ②夏服（6月～9月）

- 半袖シャツ ・白色のスタンドカラーシャツ(胸ポケット付)、  
・ボタンはすべて濃紺色
- ズボン ・チェック柄で裾はシングル、ワンタック  
・両脇ポケット2個、後ろポケット2個

## 《女子》

### ①冬服（10月～5月）

- 上着 ・イートン、ボタン3個（本校校章入り）  
・ポケット2個（胸ポケットにエンブレム）  
・色-濃紺  
・袖ローアキミセ、ボタン2個（本校校章入り）
- スカート ・チェック柄、18枚車襷  
（裾に本校指定のワンポイント刺繍入り）  
・膝が半分以上隠れる長さであること
- 長袖ブラウス ・白色セーラーブラウス
- 備考 ・女子用スラックスを希望の者は着用可

### ②夏服（6月～9月）

- 半袖シャツ ・白色セーラーブラウス
- スカート ・チェック柄、18枚車襷  
（裾に本校指定のワンポイント刺繍入り）  
・膝が半分以上隠れる長さであること
- 備考 ・女子用スラックスを希望の者は着用可

## 《共通》

- ・式典は紺又は黒色ハイソックス着用
- ・ベスト、長袖セーターは、上着の下には紺色のVベスト、Vセーター（いずれも本校エンブレム付き）を着用すること
- ・防寒着 端正で清潔に保ち華美にならないようにすること。
- ・パーマ、染色、脱色、ウィッグ、エクステンション等の加工は一切禁止する。

## 2. その他

- (1) 登下校時、式典及び考査受験時においては、上着を着用すること。（冬服時期）
- (2) 服装や身なりは端正にし、華美にならないこと。（口紅、マニキュア、イヤリング、ピアス、カラーコンタクト等の装飾品は禁止。）
- (3) 靴は、運動靴等の通学に適したもの（サンダル、スリッパは禁止。）校舎内では常に学校指定の上履きを使用すること。
- (4) やむを得ず異装で登校するときは届出て許可を受けること。

### 【諸願届出について】

諸願届出の用紙の備え付け場所

教務課…退（転、休）学願、公欠届、特別欠席願（出席停止）、  
忌引願、住所変更届

生徒支援課…盗難・紛失届、外出許可証、緊急服装許可願、  
自転車通学許可願、旅行等許可願、アルバイト申請書、  
自動車運転免許取得許可願、入部届、入部変更届

総務課…公共物破損届

保健室…（独立行政法人）日本スポーツ振興センター災害申告書  
学校感染症に関する出停証明書

事務室…在学証明書、通学証明書、学生割引証交付願

### 【アルバイトについて】

#### 1. アルバイト許可の条件

- (1) アルバイトは原則的に禁止する。許可する場合は高校生活の基本本務を忘れたものではないことを保護者が承諾している場合に限る。
- (2) 労働基準法に定められた労働条件が守られていること。
- (3) 原則的に19時までに帰宅が可能であること。
- (4) 成績が不良ではなく、欠点を保持していないこと。
- (5) 学業不振や生活習慣の乱れを生じさせないこと。
- (6) 事業主と本人が労働契約書を取り交わすこと。
- (7) 従事できる日数は、夏休み期間の3分の2の日数（28日）以下で、9月の始業1週間前には終了し、新学期の準備と学業に専念すること。課業期間中は、原則として認めない。
- (8) 家庭が経済的に困窮している場合等、学校が諸般の事情を考慮し、その目的・理由が正当であると認められること。

以上の条件に合わない場合は申請を却下する。又、条件に合わない事態が生じた場合は許可を取り消す。さらに、申請が受理されていない状態で、あるいは条件に違反した状態でアルバイトをしていることが判明した場合は、校則違反として指導を行う。

#### 2. アルバイト申請・受理の手続き

- (1) 保護者・担任・学年主任と十分に相談する。
- (2) 担任と学年主任・生徒支援課で協議し、認められれば、担任より「アルバイト申請書」を渡す。
- (3) 「申請書」左に記されている〈保護者と事業主への依頼事項〉を熟読してもらい、同意の署名・捺印をもらったうえで「申請書」に必要事項を記入する。
- (4) 左の〈保護者と事業主への依頼事項〉を切り離さずに、「申請書」を担任へ提出する。
- (5) 「申請書」に記された内容が受理条件に適合していれば、受理印を押し、そのコピーと〈保護者と事業主への依頼事項〉を担任より渡す。（コピーは受理証の代わりとなるので、従事中は必ず携帯すること。）

### 【「旅行許可願」・「学割証」の発行】

- (1) 旅行・登山・キャンプなどの計画がある人は、所定の「旅行許可願」を、担任を通して提出し、学校の許可を得ること。
- (2) 「旅行許可願」は生徒支援課まで取りに来ること。
- (3) 公布された「旅行許可願」は、活動中常に携帯し、求められた場合には掲示すること。
- (4) IR学生割引証の交付を希望する人は「学割申請書」に必要事項を記入し、担任の印をもらい、「旅行許可証」をクリップで添付して事務室に提出すること。
- (5) 提出した翌日に「学割証」を事務室から受け取ること。
- (6) 「学割」を使用すると、片道101km以上の距離の場合のみ、運賃が2割引きとなる。
- (7) 学割申請は、できる限り「往復」で申請すること。
- (8) 「学割証」が公布されるのは、次の目的をもって旅行する必要があると認められる場合に限る。

- ① 休暇・所用による規制。
- ② 就職又は進学のための受験等。
- ③ 学校が就業上適当と認めた見学または行事への参加。
- ④ 傷病の治療その他就学上支障となる問題の処理。
- ⑤ 保護者の旅行への随行。
- ⑥ 学校が認めた教育活動。

### 【生徒指導に関する規定】

1. この規定に定める懲戒は、問題行動（ここにいう問題行動とは、本規定2および3にあげる問題行動をいう。）を起こした生徒に対し、生活および学習の環境を特に設定し、厳しい個人指導を行うことにより、反省を促し本人の立ち直りを図るとともに、情操の育成と社会性を養うことを目的とする。
2. 生徒の指導上、特別の処置が必要であると認められる問題行動（怠学、深夜徘徊、ライター・マッチの所持、不健全娯楽等）があった者には、訓戒の指導をする。
3. 次の各項に該当する行為のあった者については、特別指導を行う。
  - (1) 一般問題行動
    - ① 薬物・毒物の不正使用行為
    - ② 対教師暴力・暴言
    - ③ 窃盗・恐喝等
    - ④ 万引き（含：自転車窃盗）
    - ⑤ 暴力行為・いじめ行為
    - ⑥ 公共物の破損行為（故意）
    - ⑦ けんか
    - ⑧ 対教師反抗・授業妨害行為
    - ⑨ 飲酒・喫煙（所持含む）
    - ⑩ 考査不正行為
    - ⑪ スマートフォン・携帯電話の不正使用
  - (2) 交通法規違反およびバイク等規制校則違反
    - ① 無届け免許取得・無免許運転
    - ② 交通違反（無免許運転以外）
    - ③ 四輪免許取得等違反行為
  - (3) その他の行為で、反道徳性、反社会性の著しいと認められるもの、訓戒再三におよぶもの